

相続 宅建 H16-12-3 ≪#549≫

【問】 正誤をつけよ。

自己所有の建物に妻Bと同居していたAが、遺言を残さないまま死亡した。Aには先妻との間に子C及びDがいる。A死亡の時点でBがAの子Eを懐妊していた場合、Eは相続人とみなされ、法定相続分はBが2分の1、C・D・Eは各6分の1ずつとなる。

【答え】 正しい

≪ポイント1≫ 相続に関する胎児の権利能力【宅建★基本】

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。（民法886条1項）

≪ポイント2≫ 法定相続分【宅建★基本頻出】

1 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

四 子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。（民法900条1号、4号）